

## 規制の事前評価書

1. 政策の名称  
有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入
2. 担当部局  
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期  
平成 21 年 3 月 5 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
  - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
    - ① 現状  
現物の有価証券取引について、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理が義務付けられているが、有価証券店頭デリバティブ取引については、分別管理が義務付けられていない。
    - ② 問題点  
近年、個人の顧客を相手とした有価証券店頭デリバティブ取引もみられるようになってきているところ、有価証券店頭デリバティブを扱う業者の経営破綻時等において顧客が金融商品取引業者に預託した金銭等について分別管理がなされない結果、顧客資産の適切かつ円滑な返還が確保されない可能性がある。
    - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
上記の問題に対応するため、有価証券店頭デリバティブ取引に関して、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、顧客から預託を受けた金銭等について分別管理を義務付けることが必要である。
  - (2) 法令の名称、関連条項とその内容  
金融商品取引法第 43 条の 2
  - (3) 規制の新設又は改廃の内容  
有価証券店頭デリバティブ取引について、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象とする。
5. 想定される代替案  
有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入について、法律ではなく、自主的な取組みに委ねる。
6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）
  - (1) 遵守費用

① 本案

有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者にとっては、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。

② 代替案

自主的な取組みが行われている限度においてのみ、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者は、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

有価証券店頭デリバティブ取引について、分別管理義務を適切に履行しているかについての検査・監督業務に伴う費用が発生する。

② 代替案

有価証券店頭デリバティブ取引について、顧客からの預託を受けた金銭等の管理方法等についての検査・監督業務に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

分別管理義務を通じて、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。

② 代替案

有価証券店頭デリバティブ取引に関して、自主的な取組みが行われない場合、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されず、投資家保護に支障が生じる等の社会的費用が生じるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

法令上の分別管理義務を通じて、業者の経営破綻時等において、有価証券店頭デリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護の充実が図られる。

(2) 代替案

自主的な取組みが行われている限度において、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が一定程度確保され、この限度において投資家保護の充実が図られる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発

生することとなる。

一方、法令より、その扱う有価証券店頭デリバティブ取引について分別管理を義務付けることにより、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保される。これにより、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものである。

これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。

したがって、本案による改正は適当と考えられる。

## (2) 代替案との比較

代替案については、法令上、顧客資産の分別管理が義務付けられないため、自主的な取り組みが行われない場合に、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されず、投資家保護に支障が生じる等の社会的費用が生じるおそれがある。一方で、本案については、かかる社会的費用が発生するおそれは少ない。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

## 10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。